

## 産業廃棄物処理施設合併・分割認可申請書に係る添付書類一覧表

書類及び図面	最終 処分場	焼却施設、 P C B 処 理施設、廃 水銀等の 硫化施設	縦覧等を 要しない 施設
1 合併契約書又は分割契約書の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 合併の当事者的一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を継承する法人が法第 15 条第 1 項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類			
(1) 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書（その 1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 直前 3 年の各事業年度における確定申告書の写し（別表 1(1)、別表 4）及び確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）（※1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（※2）（定款、寄附行為は原本証明をすること）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(6) 法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し（※3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(7) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（※3）（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書（※2））	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(8) 令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には、その住民票の写し（※3）、その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(9) 現に行っている事業の概要を説明する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類			
(1) 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) 今後 5 年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書（申請者の直前の事業年度において経常利益金額等（経常利益の金額に減価償却費の額を加えたもの）が 0 以上であり、かつ、自己資本比率が 1 割以上である場合その他知事が定める場合にあっては、添付を要しない）	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ
(4) 法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し（※3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（※3）（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書（※2））	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(6) 令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その住民票の写し(※3)、その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 法第14条第5項第2号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 他法令チェック票、他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付すること。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付すること。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付すること。所得税の申告書についてはマイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーすること。

※2…履歴事項全部証明書

※3…本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限るものとする。マイナンバーの記載のないものとする。

※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。。

(注1) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注2) ① 2(2)～(3)、3(3)、5については、産業廃棄物適正指導要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則により必要とする書類である。

② 上記添付書類を基本とし、必要に応じて施設の使用権限を証する書類などを添付すること。